

コトパンジャンダムに関する公電及び決裁書

目 録

1. 1984年度 E/S 借款						
番号	文書名	日付	文書番号	作成者	題名	備考
001	電信写	S59.4.5	520	山崎大使	1984年度 IGGI 借かん (政府調査団)	
002	公電	S59.4.13	イ 567	在インドネシア山崎大使	1984年度 IGGI 借款 (政府調査団)	
003	決裁書	S59.5.22			対インドネシア 1984年度円借款供与方針 (案)	
2. 1990年度第1次円借款						
004	電信写	H2.3.31	584	国広大使	90年度円借かん政府調査団 (BAPPENAS との協議)	
005	決裁書	H2.5.24			インドネシア・コタパンジャン水力発電所建設計画における環境配慮について	
006	電信案	H2.6.8	520	外務大臣	第33回 IGGI (90年度円借款意図表明)	
007	電信案	H2.6.18	593	外務大臣	90年度円借款	
008	電信写	H2.7.4	1331	国広大使	90年度円借かん (コタパンジャン等)	
009	電信案	H2.8.17	837	外務大臣	90年度対インドネシア円借款 (E/N 案等)	
010	電信案	H2.8.17		外務大臣	90年度対インドネシア円借款 (E/S 案等)	
011	電信案	H2.11.19	1108	外務大臣	対インドネシア円借款 (E/N 案等)	
012	電信写	H2.11.26	2376	国広大使	対インドネシア円借かん (E/N 案等)	
3. 1991年度第2次円借款						
013	電信写	H3.4.5	676	国広大使	対「イ」91年円借かん (政府調査団その3)	
014	決裁書	H3.5.30			対インドネシア 91年度円借款供与方針	
4. 第2次円借款契約締結以降						
015	電信案	H3.9.30	997	外務大臣	コタパンジャンダム (ギナングジャール鉱業エネルギー大臣と畠中経協局参事官と	乙 B18 と同じ

					の会談)	
016	電信案	H3.10.6	2016	国広大使	コタパンジャン (イシバシ有償課長の当国訪問)	
017	電信写	H3.10.6	2107	国広大使	コタパンジャン (別電 1)	
018	電信写	H3.10.6		国広大使	コタパンジャン (別電 1・文書)	
019	電信写	H3.10.6	2108	国広大使	コタパンジャン (別電 2)	
020	電信写	H3.10.6	2109	国広大使	コタパンジャン (別電 3)	
021	電信写	H3.10.6	2110	国広大使	コタパンジャン (別電 4)	
022	電信写	H3.10.7	2112	国広大使	コタパンジャン (別電 5)	
023	電信写	H3.10.8	2127	国広大使	コタパンジャン (別電 6)	
024	電信写	H3.10.9	2131	国広大使	コタパンジャン (別電 7)	乙 B20 と同じ
025	電信写	H4.9.21	1911	国広大使	コタパンジャン政府調査団 (ミッションの成果)	
026	電信写	H4.9.21	1912	国広大使	コタパンジャン政府調査団 (インドネシア政府との協議: 別電 1)	
027	電信写	H4.9.21	1913	国広大使	コタパンジャン政府調査団 (インドネシア政府との協議: 別電 2)	乙 B19 と同じ
028	電信写	H4.9.22	1925	国広大使	コタパンジャン政府調査団 (スギヤント国家開発企画庁次官との協議)	
029	電信写	H6.4.18	806	藤田大使	94 年度対インドネシア円借かん政府調査団 (別電 1)	
030	電信	H13.5.3	1198	竹内大使	中間 CGI・ジュナイディ国家開発企画庁長官とのバイ会談 (2-1)	
031	電信	H13.5.3	1199	竹内大使	中間 CGI・ジュナイディ国家開発企画庁長官とのバイ会談 (2-2)	
032	電信	H13.11.30	3566	竹内大使	経協政策協議 (有償資金協力協議: 総論) (2-1)	
033	電信	H13.11.30	3567	竹内大使	経協政策協議 (有償資金協力協議: 総論) (2-2)	

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班 (TEL 2171, 2174) に。
- 3. 本電の主旨変更は記録班 (TEL 2172) に連絡ありたい。

電信写

[Redacted] 10-033

主 管

年 月 05日 [Redacted] インドネシア 発 経 協 1
 59年 04月 05日 [Redacted] 本 省 着

外務大臣殿 山崎大使

1984年度IGGI借かん (政府調査団)

第520号 略 至急 [Redacted]

往電第519号に関し

1. 本件政府調査団は、3日及び4日の両日当地にて今次円借かん要請案件につき、各案件のフィービリティ、成じゆく度、緊急性、「イ」側ゆう先度のはあくに努めるべく「イ」側との協議を行なった結果、下記2. の17案件をOECSFによる調査対象案件とするとの結論に達し、4日午後開かれた最終討議の場で右を「イ」側に通知し、先方は謝意を表明しつつ、わが方決定を了承した。

2. OECSF調査対象案件

- (1) ジュネベラン川か川改修
- (2) マデイウン川こう水制御
- (3) ブランタスがわ中流域改修 (STAGE II)
- (4) チャワン・フライ・オーバー
- (5) 東部ジャワ送配電もう
- (6) メラク・バカウニ・フェリー・ターミナル増設
- (7) スマラン・スラバヤ鉄道改良 (IV)

外務省

060837 094 9388 01

- 注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班 (TEL 2171, 2174) に。
 3. 本電の主旨変更は記帳班 (TEL 2172) に連絡ありたい。

電信写

- (8) ジャカルタ市内電話もう拡張 (I I)
- (9) ジャカルタ上水道供給緊急プロジェクト
- (10) バダンこう水制御 (E/S)
- (11) コタバンジャン水力発電 (E/S)
- (12) バダン空港 (E/S)
- (13) ジャカルタ漁港・市場開発 (E/S)
- (14) ウジュンバンダン造船所 (E/S)
- (15) へき地ディーゼル発電 (開発資機材)
- (16) 沿がん無線 (I I) (開発資機材)
- (17) いわ種子生産・配布 (開発資機材)

3. 上記17案件以外の案件のうち、ジャボタベック国鉄道近代化 (IV)、ウジュンバンダン港 (PHASE I) (E/S)、高等教育用研究資機材 (開発資機材)、ツー・ステップ・ローンの4案件については、「イ」側が、大来ミッションのフォロー・アップないし第4次5カ年計画の重点分野に係わる案件として高いプライオリティを付して要請越した経緯にかんがみ、最終討議の際、団長より、個別にわが方考え方につき、以下の通り説明したところ、先方は右を了承した。

(1) ジャボタベック国鉄道近代化 (IV)

今般、本案件を見送ることとした理由は、マスター・プランのレビューを始めとする、既往案件の進ちよくが先決であるとの考え方によるもので、マスター・プランのレビュー結果をふまえた上で、本件計画に対する協力を継続する用意がある、とのわが方立場に変わりはない。

外務省

060837 094 9388 01

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会、要望等は検閲班 (TEL2171, 2174) に。
3. 本電の主旨変更は記帳班 (TEL2172) に連絡ありたい。

電信写

4. なお、ジャカルタ上水道供給緊急プロジェクトについては、パベナス関係者とのオープニング・セッションの場において、本件は、その緊急着工の必要性から極めて高いプライオリティーを有している旨説明があり、引き続き行われた、公共事業省都市往たく総局との協議においても、ジャカルタ市内における上水道需給ギャップを解消するため緊急不可欠な案件であるとの説明があり、先方が新たに提出した資料からみてもOECSFによる審査対象となりうる成じゆく度を有していると判断されたので、本件調査団の当初の対処方針のラインを変更して、OECSF 調査対象案件としたものである。

5. 本件調査団の「イ」側との協議内容については、委和別途公信にて報告する。

在イ各総に転報した。(了)

060837 094 9388 01

秘

- 注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の内容に関する照会、稟望等は検閲班 (TEL 2171, 2174) に。
 3. 本電の主旨変更は記帳班 (TEL 2172) に連絡ありたい。

電信写

(2) ウジュンバンダン港 (PHASE 1) (E/S)

本件の重要性は、ウジュンバンダン港が4大GATE WAY港の1つであることから自明であるが、わが国からの資金協力を進めるに際しては、まず、世銀が実施したF/Sの見直しを行なう必要があり、F/Sのレビューにつき、わが国の開発調査協力の可能性をたん求することを示さしたい。

(3) 高等教育用研究資機材 (開発資機材)

教育分野における協力は、大来ミッションにおいても、その推進が提言されており、わが方としても円借かんによる協力の方途につき前向きに取り組む所存である。しかしながら、今次要請案件は、調達希望品目リストを提示しただけで、商品借かんの対象としてならまだしも、プロジェクト借かんとしての成じゆく度は低いと言わざるを得ず、来年度以降、より成じゆくしたプロジェクト・フォーミュレーションを行なつた上で要請越すことを期待する。

(4) ツー・ステップ・ローン

本件の推進は、大来ミッションの主要提言の1つであり、中小企業 (農業を含む) 振こうに果たす役割については、その重要性を十分認識している。

地方、本プロジェクトは、「イ」側実施機関、対象分野等未確定であり、わが方としては、「イ」側がとりあえずは、当地わが方大使館及びOECD事務所との協議を継続することにより、円借かん協力を沿う形でのプロジェクト・フォーミュレーションを行なうよう示さしたい。OECDミッションを別途派遣し、プロジェクト・フォーミュレーションに協力して欲しいとの「イ」側要請については、その可能性につき東京に持帰つて検討することとしたい。

060837 094 9388 01

秘密指定解除
情報公開室

秘密標記(赤色)

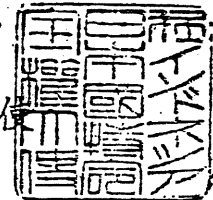
~~秘~~
無期

経済協力第一課長

() 第 567 号
昭和 59 年 4 月 13 日

外務大臣 殿

在インドネシア
山崎 大 使



(件名)

1984年度 IGGI 借款(政府調査団)

引用公・電信
日付・番号

4月5日付 往電チ520号

本件政府調査団は、当地にて3日及び4日の
両日、インドネシア政府との間で対し、1984年度
IGGI 借款に係る協議を行った結果、最終
的には、下記5.の17条件をOECAFによる

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先: 在イ各院
省内写配布希望先:



調査対象案件と決定したところ、今次協議の概要以下のとおり御報告する。

1. オープニングセッション

(1) 冒頭 シカル・パヤナス次官は、歓迎の挨拶の後、中4次5カ年計画が3月17日大統領による最終的な承認を経て、^{4月}昨日より開始の運びとなることが、また、「J」政府としては、大東ミツシロの来訪時にも要請したとおり、運輸部門を始めとするインフラ整備、人づくり及び教育の3分野につき重点的に日本からの協力を得る旨を強調した。

これに対し、我が方国長は、①今次調査団は、中4次5カ年計画の下での日・マ経済協力の基本的な方向性を与えた大東ミツシロの結果を踏まえた上で具体的にその取組を行う

用意がある、②我が国は、今後とも ODA の拡大に
 最大限の努力を払うつもりであり、このことは、全体として
 マイナス・レリングとなつた 84 年度予算政府厚案の中
 で、ODA 事業予算^{前年度比}の伸びは、約 10% の伸びが確保
 されることが明らかである、③他方、現下の厳しい
 財政事情、更には、OECD が深刻な収支赤字に
 直面していること等を勘案すれば、今後、借入
 総額を大幅に拡大することは極めて困難で、
 絶対額も前年度並み又は、増えも微増とすべ
 きを得る、④従つて、限られた資金をより有効・
 効率的に使用する必要がある、この点で「削減」
 による一層の層をプロジェクト実施を期待する、⑤
 最後に、今次調査団の調査対象案件は、17 件
 とする、その内容を骨子とする冒頭挨拶(別添
 1)を行う。

(2) 「イ」側^か、対処方針上ポンディングとされ
 3案件の他に、ジャカルタ上水道^{供給}緊急プロジェクト、
 ジャカルタ外環状道路(E/S)、橋病害虫発生
 予防・防除、電波監視(II)の4案件についても
 是非とも「イ」側説明を聴取の上でOECAF
 より調査対象とするか否か決定して欲しい旨^強
 要請~~書~~ 越したことを鑑み、調査団とICU、
 合計2⁴案件につき協議することとなる。

(3) 一般討議

「イ」側より、^向席~~向~~事柄に対する回答(別込2-1
 から2-3)が提出されたところ、時間の制約もあり、
 右回答を讀んだ上で我が方から特に質問が
 あるは別途協議することとし、引続き個別
 案件協議に入る。



2. 個別案件協議

(1) 公共事業省関係案件

① 沿ネブラン川河川改修, マティウシ川洪水制御
(^{ハダレ堤防}河川改修)
及びブラントス河中流地域改修 (Stage II)

これら⁴案件は、いずれも成熟度、緊急性
が高いことに加え、認識^き不足^りなためOECHA
による調査対象案件と存在 (前同事項に関する
回答別添3-1)。他方、~~本案件は~~
^{これら}いずれも土木
工事中心であることから内資比率が高く、例
からい、内資融資についても使与が強く要請越
すと見られる(別添3-2)。

(2) チャワン・フライ・ホバー

本件も成熟度^き問題なく、OECHA調査対象案件
と存在 (前同事項に関する回答別添3-1, 加^て
説明資料別添3-3)。

Ⅳ) ジャカルタ外環状道路 (E/S)

「例より、本件は、ジャカルタ首都圏の交通渋滞緩和に不可欠であり、また、南東を急ぐN.L.Yのジャカルタ市側の要請も強く、このため、可能なところから建設を開始している、しかしながら、整合性ある南東を進める上で、土地収用問題、工事のフェーズ分け等の作業を開始することが先決であり、これが、今般特に強く要請する理由である旨の説明(別添子4)がなされた。

これに対し、我が方としては、本件の、当初プライオリティとして要請されたこと、^(他の) E/S案件と^(比較して) プライオリティーも低いこと^(重なり、対処方針を要する理由) 等、~~理由~~から、今年度は見送ることとした。

Ⅴ) ジャカルタ上水道供給緊急プロジェクト

本件は、当初我が方調査対象外であったこと

「先例から、700万円の緊急性、成熟度は一先
 一先納得のいく説明が得られぬこと(別添3-1
 (別添)
 14-3-5) 及び、世銀ファイナンスの両方の
 運用拡張工事の遅延については、1988年以降、
 定年の見込み不利、これを同一とせざるべし^は
 本700万円の今年度内借款に上り得ること
 が不可欠として強い要請がなされ、^(結果) OBJECTIVE
 調査対象案件となる。

(2) 運輸・通信省関係案件

(1) 沿岸無線(II)

先例からは、初期700万円の契約締結を
 本年3月とし、これから本格的な着工を2年以内、
 初期事業との継続性を確保する長にも、今年度
 内借款に上り上げて欲しいとの要請がなされた。
 結局、先例のファイナンスが高いため、成熟度

問題がそのことが確認されたので、OECDの調査対象案件と存在（前項事項に関する回答別添4-1、説明資料別添4-2）。

ロウジアンパンタン港（Phase I）（E/S）

本件は、先例としては、当初調査対象とされていなかったE/S7案件中、プライオリティの高いとの感觸を得たこと、調査用内部で、E/Sは、多くは5強6件の意見が述べられたこと等も鑑み本件優先を見送ることとした。

他方、本件は、世銀によるE/Sを了していることあり、当方より、JICAによるE/Sレガシーの可能性について探究することを示唆したため（前項事項に対する回答別添5）。

IV パタン空港（E/S）

E/Sが終了しており、先例のプライオリティも高い

ことが確認された上で、OECD 調査対象条件と
 なる（前項事項に対する回答別添6）。

ロ) メラク・バカウニ・フェリー・ターミナル増設

ジャワ島・スマタラ島間の増大する貨客輸送量の
 対処する必要性が条件として西室度が高いこと
 が確認された上で、OECD 調査対象条件となる。

但し、2000トン級フェリー・ボートの調査については、
 3000トン級以下の船舶は同項調査とする。

「イ」側政策との調整が不可欠であり、この点も、

「ロ」側が責任を担い、OECD 調査期間中の回答
 することとなる（前項事項に対する回答別添7）。

ハ) スマラン・スラバヤ鉄道改良 (IV)

本件は、過去3年継続して要請してまいり、
 同項 On-going 事件の進捗が遅れることを見送られて

きたと理解があるところ、今回は、On-going 事件に進捗

が与えられること、案件自体の成熟度の問題等から、OECD調査対象案件と存在（国内事項に
対応回答別添付）。

(V) ジャボトパツの国鉄道近代化 (IV)

本件は、調査団としては、OECD調査対象とする
場合も、マニラ駅高架化 (E/S) 部分のみとの考
えから、^(「1例は追加」) マニラ駅高架化 (E/S) の下
付は、E/S 7 ^案 件中、ウジバシ ^と パンタン ^港 同様
に低いことが判明したため、今年度のジャボトパツの
国鉄道近代化については、全て見送ることとした。

他に、今回の見送りの、あくまで、*On-going* 案件、
就中、マニラ・フランセーズの実施の結果を待つべ
との考えから、^{追加} 措置不取、今後本計画への
我が国の協力姿勢は変わりなく、特に国長との
最終討議の場へ ^{追加} 参加する（国内事項に
対応回答別添付）。

回答別添甲)。

1) ジャカルタ市内電話網拡張 (II)

本件は、80年度以前の案件の継続案件で、
期、成熟度も高く、OECD調査対象案件と
なる(前項事項に対する回答別添甲)。

2) 電況監視 (Phase II) (E/S)

本件は、当初調査対象外の予定となつたが、
「1例」の強い要請とその内容を聴取したものの、
結局、本件の緊急性は十分納得し得る説明
はなく、今年度は見送ることとした(「1例」提出事
料別添9-1及び別添9-2)。

(3) 農業省関係案件

1) 稲病害虫発生予察・防除

「1例」として、稲を除く作物の病害虫予察防

除については、ADBのマスター・プランが完了し、ADBに

よるファイナンスの負担がつかつてゐることから、これら歩調
を合わせて稲の用務本邦以外に於ては、是非
同借款の伊方を得たとして、~~要~~強く要請趣
長を仰ぐ(3月26日付公信イハ503号参照)。

これに対し、我が方から、対処方針のライオン
問題点を指摘、結局「己側から、内管手当に
つて、確固たる保証を得られ~~ず~~、~~見送る~~
こととした。

他方、重物の建設に於ては、一般空債協力、
また、常機持伊方については、邦外で預協の可能性
を探索することもあるべしと示唆(おのち
(前同事項に対する回答別添10)。

(四) 稲種子生産・配布(用養資機材)

「己側として、^(事件別)稲病害虫発生予防除のた

若干高のライオンを付してゐることから判明したが、

月借款対象案件としては、本件の方が適当であること、

また、米増産協力の一環として本件の有する

重要性等を鑑み OECF 調査対象案件と

なる（前同事項に対する回答別込10）。

(ii) ジャカルタ漁港・市場開発 (E/S)

本件は、国連既往案件であるジャカルタ漁港

市場開発 (I), (II) の事業効果を十二分に發揮

せざるをぬるその必要性が認められ、故、前同

事項に対する回答他「例提出資料（別込11-1

から別込11-4）からも成遂度が高いと判断

され、OECF 調査対象案件となる。

(4) 教育省関係案件

(i) 高等教育用研究資料 (開発資料)

今次調査用としては、教育分野における協力は、

大東ニシシ来「時」も「例」から強く協力

要請があること、我々人達りの観点から重要な協力分野であるとの認識で「イ」側の説明を聴取せしめたところ、先方は、同事項に対する文書による回答、I/P等の詳細資料についても何らかの準備をしておられ、他方で、商品借款的存在必要機材調査を考へている様子が聴取されたので、我が方からは、プロジェクト・ワーキング・グループが先んじてある旨指摘しておいた。

なお、「イ」側 パナマス・サイドからは、大東三洋のジョージ・ブアが教育面でのセロ回答のことでは、既存部内での説明を察するとのコメントが^(VARK)あり、我が方同長は、最終討議の場において、今回の見送りは、あくまでプロジェクトの成熟度が低いことによるもので、今後、「イ」側からの教育分野についての要請~~が~~、^(月体)此道を開き得るという意味

はなお首行言しておいた。

(5) PLN関係案件

㊦ 東部ジャワ送配電網

本件は、緊急性及び成熟度のいずれも高いことが確認されたため、OECD調査対象案件と存在（省同事項の対応回答別添12）

㊧ コタパンジャン水力発電（E/S）

本件は、84年1月のE/Sが完了しているが、昨年E/S未了を理由^に見送った案件でもあり、今年度はOECD調査対象案件と存在（省同事項の対応

回答別添13-1及び当館作成資料別添13-2）

㊨ 僻地ディーゼル発電（開港資機材）

本件の必要性、緊急性のいずれも確認されたためOECD調査対象案件と存在。1BL, 1000kw

発電機の調査については、SEK-NEG (Team 10)

が 500kw 発電機 2基 ~~を~~ という方法でローカル
 調達を要求する可能性が排除されておらず、
 この点につき、先例が OECF 調査期間中に明確
 な回答を出さなかった（前回事項に対する回答
 別添 14）。

(6) 工業省関係案件

① ウシゴパンタン造船所 (E/A)

本件については、調査国として E/A 案件の中で
 利権の低いと判断しているところ、先例におい
 ては、極めて高いプライオリティを付していることか
 判明（特に、島嶼間輸送の拡充強化 ~~事業~~ ^{事業}
 造船（修理）業 ^{（~~事業~~ 振興）}、第 4 次 5 年計画の中で極めて
 重要視されている点）から、7-1 ビリヤムにて
 一定の補償に関する説明が得られた上で、OECF の
 調査対象案件と存在（前回事項に対する回答

他「例提出資料別添15-1から別添15-3)。

田 その他

田 銀行システムを直す用窓口-シ(ツ-スラアロシ)

本件は、大東シシの「アロ-アロ」案件として「他
か特に期待を寄せているもの下あるが、「例」の
実際の準備状況は「アロ」進んでおらず、結局

シレカ次官から口頭で、①実施機関は未決定

② 融資条件は ^{返済の場合には} 償還期間 20年、据置期間 5年、
^{返済と同様に据置期間も} 返済利率 20%/年 ^{を考えている}、③ かつ、

本件の具体的な「アロ」以外「アロ」シレカ
はOECDから別添シシを派遣して欲しい
旨の要請がなされることになった。

これに対し、我が方からは、「アロ」以外「アロ」
シレカのとりあて方法として、当国にて、我が方大使
館 ^(A) OECD事務所と緊密な連絡をとる中で

進めることを示唆すると共に、「乙側要請の内容

は、東京に持ち帰りその可能性について検討すること

し、^{回答} ~~回答~~ した旨を

3. On-going 案件のレビュー

(1) 我が方着目事項に沿って先方説明を聴

取することとし、円借款支出期間内への注外

完成に至るよう「乙側」の一層の努力を要請し

たこと、先方は、右を了承した。

(2) 「SEK NEG と パナマス・実施機因との調整

はどの程度行われているか。」との質問に対し、

当該節目がまだ何も何らの調整も行われて

いないが、如き印象を与えるとして、当初回答を

拒否する場面があったが、我が方から、何らかの

回答が得られるまで後日提出された旨を

乙側に、先方 ~~(シカゴ)~~ (シカゴ) には、上月 ~~に~~ ~~に~~

(2) マティウソ川洪水防衛
(3) ブラントス河中流地域改修 (Stage II)
(4) チャワソ・フライ・オーバー
(5) ジャカルタ上水道供給管線プロジェクト
(6) 東部ジャワ送配電網
(7) メラウ・バカウ・フェル・ターミナル増設
(8) スマラン・スラバヤ鉄道改良 (IV)
(9) ジャカルタ市内電話網拡充
(10) パタソ ↓
(10) パタソ洪水制御 (E/S)
(11) コタハロンジャワ水力発電 (E/S)
(12) パタソ空港 (E/S)
(13) ジャカルタ魚港・市場開発 (E/S)
(14) ウジシパンドン造船所 (E/S)
(15) 僻地干電池発電 (内発有換機)

⑥ 沿岸無線(Ⅱ)(用瓷管材料)

⑦ 稻種子生産・配布(用瓷管材料)

⑧

秘
無期限

決 裁 書

各省協議用

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長
協議先

主管
経済協力局長
審議官
参事官
経済協力一課長
企画官
首席事務官

保 存 期 間			
1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)
起案 昭和59年5月11日			
決裁 昭和59年5月22日			
起案者		電話番号	
[Redacted]		2579	

アジア局長
参事官
南東アジアカ二課長

政策課長
照発協力課長

下記の件に関し決裁を求めます。(関係文書別添)

件 名
対インドネシア1984年度円借款供与方針(案)



対インドネシア1984年度円借款
供与方針(案)

59.5.22
外務省

インドネシアに対する標記円借款については、本年4月の政府調査団とインドネシア政府との間の協議及び右に引き続いて行われた海外経済協力基金の調査結果等に基づき別紙の考慮に沿い、下記の通り供与することとする。また、来たる6月4日、5日の両日オランダ・ハーグで開催される第27回IGGI(対インドネシア債権国会議)の場において、下記の資金協力を行う旨の意図表明を行うこととする。

記

1. 意図表明の内容

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 供与限度総額 | 722.19億円 |
| (2) 金利・条件等 | |
| 金 利 | 3.5% |
| 償還(据置)期間 | 30(10)年 |
| (注) G.E. | 53.36% |
| (3) 対象案件及び供与限度額 | |

案 件 名	供与限度額(億円)
(プロジェクト)	
1. ジェネベラン河川改修	60.00
2. マディウン川河川改修	64.00
3. ブランタス河中流地域改修(Stage II)	60.00
4. チャワン・フライオーバー	47.00
5. 東部ジャワ送配電網(IV)	140.00
6. メラク・バカウニ・フェリー・ターミナル	22.00
7. スマラン・スラバヤ鉄道改良(IV)	38.00
8. ジャカルタ市内電話網拡充(II)	56.00
9. ジャカルタ上水道	45.00
10. 稲種子生産・配布	30.00
(E/S)	
11. パダン洪水制御	5.80
12. コタパンジャン水力発電	11.52
13. パダン空港	7.80
14. ジャカルタ漁港・市場開発	3.72
(コールド・チェーン)	
15. ウジュパندان造船所	5.35
(開発資機材)	
16. 僻地ディーゼル発電	90.00

秘

17. 沿岸無線(Ⅱ)	36.00
(合計)	722.19

2. 調達条件

我が国は円借款の質的改善を図るため、53年度より新規供与分については一般アンタイドを基本方針とする旨決定し、これまでその着実な実施につとめてきていることにかんがみ、84年度 I G G I 借款では、次のプロジェクトについては一般アンタイドとする。

※

(一般アンタイド化率 54.8%)

- (イ) ジェネベラン川河川改修
- (ロ) マディウン川洪水制御
- (ハ) ブランタス中流地域改修 (Stage II)
- (ニ) チャワン・フライオーバー
- (ホ) メラク・バカウニ・フェリー・ターミナル
- (ヘ) スマラン・スラバヤ鉄道改良 (IV)
- (ト) ジャカルタ上水道
- (チ) 稲種子生産・配布
- (リ) 僻地ディーゼル発電

※一般アンタイド化率算出については別紙参照

秘

(別紙)

1984年度対インドネシア円借款調達条件

1. 一般アンタイト案件

(単位：百万円)

計 画 名	供与額	内コンサル分	備 考
(1) ジェネベラン河川改修	6,000	857	内貨融資分 1,400
(2) マディウン川洪水制御	6,400	871	
(3) ブランタス河中流地域改修 (Stage II)	6,000	1,121	{ 内貨融資分 1,800 随意契約分 1,166
(4) チャクレ・フライオーバー	4,700	453	
(5) メラク・バカウニ・フェリー ターミナル	2,200	260	
(6) スマン・スラバヤ鉄道改良(IV)	3,800	167	
(7) ジャカルタ上水道	4,500	519	
(8) 稲種子生産・配布	3,000	254	
(9) 僻地ディーゼル発電	9,000	173	
計	A 45,600	B 4,675	

2. L D C アンタイド案件

(単位: 百万円)

計 画 名	供与額	内コンサル額	備 考
(1) 東部ジャワ送配電網	14,000	672	
(2) ジャカルタ市内電網拡張(II)	5,600	351	
(3) バタン洪水制御(E/S)	580	580	
(4) コタバンジャン水力発電 (E/S)	1,152	1,151	
(5) バタン空港(E/S)	780	780	
(6) ジャカルタ漁港・市場開発 (E/S)	372	372	
(7) ウジュンバンダン造船所 (E/S)	535	535	
(8) 沿岸無線(II)	3,600	274	
計	26,619	4,715	

3. 一般アンタイド化率

54.81%

$$\begin{aligned}
 \text{算式: } & \frac{(A-B) - (\text{※ブランタス中流域内貨融資分} + \text{同計画随意契約分})}{\text{供与総額} - (\text{※ブランタス中流域内貨融資分} + \text{同計画随意契約分})} \\
 & = \frac{37,959}{69,253} = 54.81
 \end{aligned}$$

※ ブランタス 中流地域改修の内貨融資分（1,800百万円）
は直営の土木工事費にあてられ、FOITによる調達で
はないため、また同計画の建築機材部品購入は随意契約
によるためそれぞれ一般アンタイド化率算出の分母・分
子から除く。

対インドネシア円借款供与についての
基本的な考え方とその背景

1. 背景

(1) インドネシアの重要性

(イ) インドネシアはASEANの創始国、かつ最有力のメンバー国であり、人口及び面積等からも東南アジア地域最大の国として、同国の政治的、経済的安定の如何は、ASEAN、ひいては東南アジア全体の平和と安定を左右する最大の要因である。

(ロ) 戦略的にみて、インドネシアは太平洋とインド洋とを結ぶ重要な位置を占め、また、我が国をはじめとする西側諸国の海上輸送の生命線であるマラッカ海峡に面し、ロンボック海峡をも領海の一部とすることからくる地政学的重要性には極めて大なるものがある。

(2) インドネシアの政治情勢

1965年の共産党クーデター未遂事件(9.30事件)により、独立以来大統領の地位にあつたスカルノはその勢力を失墜し、代つてスハルト將軍の率いる軍部が政治の実権を把つた。

スハルト將軍は、1968年3月の暫定国民協議会において正式に5年任期の大統領に選出され、新体制は従来の方策を内外両面において大転換した。対外的にはマレーシア対

決行動を終結させるとともに、国連・IMFなどの国際機関に復帰し、また累積した対外債務の繰延べ、新規借款取得に努力した。これに伴って自由主義諸国との関係は急速に好転し、国内的には経済閣僚にテクノクラートを大いに登用して実務的合理的政策をとり大幅な赤字財政の均衡化を図る等、インフレの終息に努めた。1971年7月の新体制下第1回総選挙では、政府及び国軍が強力にバック・アップした与党ゴルカル(職能グループ)が圧勝し、ここにスハルト政権長期化の基礎が確立した。以後、1977年5月及び1982年5月の2度の総選挙でも、1970年代の順調な経済発展を背景にして与党ゴルカルが過半数を占め、スハルト政権の継続のための基盤が更に強化された。1983年3月には、スハルト大統領が4選され、同月、第4次開発内閣がスタートした。

スハルト政権がこのように長期間政権を維持しているのは、軍部の強い支持を受けているほか、インドネシアが石油輸出による外貨獲得、外国援助等により順調な経済発展を遂げてきたため国内の不満がそれほど強くならなかったことによるものである。しかしながら、外資導入や原油価格の高騰等により表面上は寧やかに進められてきた経済開発も、1982年以後の経済困難が深刻化する中で、世

界経済と石油需給状況に影響され易いインドネシア経済の脆弱性が露呈するに至った。更に、4月1日より始まった第4次5カ年計画では、急激な人口増加、大量の失業者群を今後、開発・経済成長の中に吸収してゆけるか、また、国民が望む富の公平な分配を達成し得るか否かといった中・長期的な重要問題が当面の政策課題として表面化してきている。加えて、スハルト大統領が、第4次開発内閣の使命は45年組(直接独立戦争に参加したグループ)の歴史的事業の締めくくりかつ完遂にあると規定している通り、これまでインドネシアの指導層の中核を構成してきた45年組世代の交替がタイム・テーブルにのぼりつつあるので、この世代交替をいかに円滑かつ円満に行うかが内政上の大きな課題となっている。(世代交替の観点からも、経済の安定的な発展が求められている。)

(3) インドネシアの経済情勢

(イ) インドネシアは、1960年代中葉まで、政治を優先させるスカルノ前大統領の下で経済的にはほとんど成果がなく、スカルノ政権末期には、激しいインフレの中で経済は荒廃した。

1967年に始まるスハルト政権は、西側諸国との協調へ政策を大転換し、外貨の積極的導入、テクノクラートの登用

等による経済開発を国家建設の中核に据え、1969年からは第1次5カ年計画を発足させた結果、援助を含む外貨流入と石油収入に支えられたインドネシア経済は急速に回復、1970年代の実質経済成長率は年平均7.8%の高率を達成した。

(ロ) しかしながら、81年から石油を始めとする一次産品価格の低迷の結果、貿易収支の黒字幅が縮小し、また海運等貿易外収支の構造的赤字のために経常収支は81年度には28億ドルの赤字(前年度は21億ドルの黒字)に転じた。特に輸出の65%を占める石油が82年4月以降OPEC減産体制の中で160万B/Dから130万B/D台への減産を余儀なくされ、加えて、1983年2月下旬以後は価格が5ドル引き下げられたため、国家収入及び国際収支が深刻な影響を受けるに至った。その後経常収支面では、赤字幅が1982年度に71億ドルに拡大し、1983年度もプロジェクトの繰り延べ等インドネシア政府の大胆な施策の導入により赤字幅が縮小したものの、依然47億ドルを超える赤字額に達するものとみられる。また、国家歳入面では、石油が減産された1982年度決算でスハルト政権下で初めて当初予算を下回る国内歳入を計上したため、石油価格引き下げという悪条件の加わった1983年度予算での大幅歳入欠陥が予想されるに

至った(但し、1983年3月のルピア切下げ措置により、大幅歳入欠陥の発生は回避された)。国内の成長率も1982年には2.25%に急落(1981年は7.9%)、1983年も前年と同じレベルにとどまるものとみられる。

(ハ) こうした厳しい経済困難を克服し、かつ、国内開発の成果を維持するため、政府は緊縮予算の策定、政府プロジェクトの繰り延べ、ルピアの切下げ、金融制度の改革、新税法の整備等の思い切った施策をとってきている。(このような「イ」政府自身による努力もあり、1983年の貿易は全体として輸出額の減少を示したものの、非石油・ガス産品輸出が久しぶりに増加し、経常収支赤字幅の改善もみられる。また、石油生産も、1982年の132万B/Dから1983年には140万B/Dを超えるレベルにまで増加した。)

1983年3月の石油価格の引き下げ等により大きな打撃を受けた「イ」経済は、上記のように一連のドラスティックな経済政策を打ち出すこと等により、とりあえず当面の危機を脱したと見られるが、今後当面の間は石油、天然ガス増産及び価格の上昇をテコとする経済成長を期待しえないこと、更に国際収支の悪化防止及びインフレ抑制という両面から拡大的経済政策に対する強い制約を受けていること等から、依然として厳しい状況に置かれている。

(二) また、本年4月1日より開始された第4次5カ年計画によれば右計画期間中経常収支赤字は、例えば84年度46.6億ドル、85年度45.7億ドル、86年度40億ドルと大きな赤字が続くことが予想されているところ、「イ」としては右赤字を毎年50億ドル強にのぼる外国資金の導入で埋め合わせていかざるを得ず、その結果として公的債務残高が急増するとともにこの外国資金のうち相当部分がODAでまかなわれない場合にはデット・サービス・レイシオも急速に悪化することが予想されている。

従って、今次IGGIを含め、今後「イ」側からは、出来る限りソフトな条件のODA受け入れにつき、我が国を含む諸外国及び国際機関に強く要請するものと予想される。

第4次5カ年計画は、その主目標たる年平均実質経済成長率を5%と設定し、予想される膨大な新規労働力(期間中に930万人)を吸収することを目指している。またこれまでの石油・ガスへの過度の依存体質からの脱却と民間経済部門の育成に重点を置いている。しかし、いずれの目標もその達成にはかなりの努力が必要とされるとみられる。また、今後、公的債務の返済が急増(同期間中に、元本の返済額は2.5倍に、利子の支払いは年率30.7%で増大)すると予測されている。

以上の如く、インドネシアは現在スハルト体制になつて以来最も深刻な経済困難に直面しており、これを如何にして乗り切るかがスハルト現政権の最大の課題となつてい

る。

(4) 日本・インドネシア関係

(イ) 貿易及び投資

我が国の対「イ」輸出額は3,552百万ドル、輸入額は10,432百万ドルであり、「イ」にとって我が国は最大の貿易相手国となつている。他方、我が国にとってインドネシアは、サウディ・アラビア及びア首連に次ぐ第3位の原油供給国であり、かつ、最大のLNG供給国である。また、インドネシアの原油輸出の47%及びLNGの全量は我が国向けである。

またインドネシアにとって、日本は最大の投資国である。「イ」側統計では1967年6月から1982年12月までの累計は、「イ」国認可ベースで、210件、38.3億ドル。日本側統計では、1951年度から1983年3月までの直接投資累計額は72.7億ドルで、米国に次いで我が国の第2の投資相手国となつており、この点でもインドネシアの安定と繁栄は、直接的に我が国の経済的利益と結びついている。

2. 対インドネシア援助の必要性

(1) 上述のと通りの重要性を有するインドネシアの安定は、

政治、経済及び広義の安全保障の観点からみて、単に東南アジア地域のみならず、我が国を含む自由主義陣営の安定と繁栄の不可欠の条件であり、これを確保するためには、インドネシアの現体制が採っている現実性及び協調性に富む穏健民族主義路線が長期にわたって維持されるよう図る必要がある。

- (2) 予見し得る将来、インドネシアの国軍主導型の現体制は基本的に変化しないとみられるが、現体制の中核を構成している知日派にして親日的ないわゆる「45年組」から我が国との関係が必ずしも深くない新しい世代への指導層の世代交替が既に進行しているとみられるところ、(国軍の指導部の殆んどは45年組より若い世代に交替している)、指導層の世代交替後もインドネシアが引き続き我が国に対して友好的な姿勢を維持することを確保すべく、インドネシアの経済開発に積極的に協力する等現時点で行える所要の布石を打つておく必要がある。特に、第4次5カ年計画の5年間は45年組の歴史的専業の締めくくりの時期とされていることから、第4次5カ年計画の進展ぶりが45年世代のみならず、来るべき世代にとつても大きな関心の対象となることは明白であり、就中その初年度たる本年度は各方面から注視されている。

- (3) 既に述べた通り、種々の意欲的政策目標を有する第4次5カ年計画では、年平均19.1%という大幅な投資額の増大を期待しているが、期間中の総投資額のうち、政府投資は54%と依然主流を占めている。この政府投資額即ち開発予算のうちで、外国援助への依存度は37.0%と第3次5カ年計画の27.6%から大幅に上昇しており、第4次5カ年計画の帰趨は必要な投資を賄う資金の確保如何にかかっているとも言える。その意味で、開発予算の財源としての重要性を高めている外国援助、就中最大の対「イ」援助供与国たる我が国からの援助に対する期待には極めて大なるものがあることは論をまたない。

また、今後の5年間に恒常的な経常収支赤字と債務返済の急増が予測されていること既述の通りであるが、このためソフト・ローンの取り入れは国際収支を悪化させないための不可欠の要件としてインドネシア政府の最大の関心事の一つである。

- (4) 以上、現在、インドネシアは、国内政治上中期的な展望に立つた世代交替と政治制度の再整備の時期にさしかかっているスハルト政権が、経済困難の中で開発を遂進していくという極めて重要な状況下にある。特に、インドネシア経済が急速に好転する見通しがたたない状況下では、今

後の開発政策の運用如何によつてはスハルト政権の安定を損う危険も排除し得ないと考えられ、現在の経済困難の克服と開発政策の順調な進展は政治的にも重大な問題である。かかる観点から、現在インドネシアが進めている経済の立て直しと経済的自立へ向けての自助努力を一層効果的なものとするため、我が国として可能な限りの協力を強化していく必要がある。

II 各案件に対する考え方

1. ジェネベラン川河川改修

(1) 概要

南スラウェシ州の南部を流れるジェネベラン川は州都ウジュンパンダン市を含む下流域において度々氾濫を起こし、同地域に甚大な被害を及ぼしているが、本計画は、河口からスングミナサ橋までの9 kmにわたる河川改修工事を行うとともにウジュンパンダン市内の排水設備の改良を図りジェネベラン河下流域6 0.5 km²及びウジュンパンダン市街地をそれぞれ10年確率洪水及び5年確率洪水から防御せんとするものである。

(2) 必要性等

本件については、80年度円借款において供与されたE/SローンによりD/Dが完了(84年2月)しており、成熟度に問題なく、緊急性も高く、また本件は東部インドネシアの中心地ウジュンパンダン市の地域住民に直接裨益する効果の高いプロジェクトであり、今年度円借款の対象とすることが適当と考える。

以上の諸点に鑑み、本件計画に対しては、借款供与総額の23.3%にあたる内貨分(14億円)を含め、60億円を供与することとする(円貨融資の必要性については、下記4.参

照)。

2. マディウン川河川改修

(1) 概要

東部ジャワ州西端に位置するマディウン市とその周辺地域はソロ川最大支流であるマディウン川の洪水により頻繁に被害を被っているが、本件計画は、頻発する洪水から同地域を護るため、緊急治水計画としてCatur川合流点よりKwadurgan区間29kmの河川改修、ショートカットの建設、築堤護岸、橋梁建設等を行い、5年確率洪水に対処しようとするものである。

(2) 必要性等

本件については、現在80年度円借款におけるE/SローンによりD/D実施中(85年3月完成予定)であるが、右D/D実施の過程において、Pre-Cost Estimation及びI/P(事業実施計画)作成が完了しており、プロジェクトとしての成熟度には問題ない。

また、ソロ川流域は、本年1、2月には大規模な洪水が頻発しており、本プロジェクトの緊急性は極めて高いものがある。右緊急度の高さに加え、D/D終了後86年に当初予定通り本件本体工事を開始するには、今次円借款対象として採り上げる必要がある。

以上の諸点に鑑み、本件に対し、所要外貨分64億円を供与することとする。

3. ブラントス中流地域改修(Stage II)

(1) 概要

本件は、ブラントス河流域総合開発計画の一環として、頻繁に洪水にみまわれる同河中流域の洪水被害を軽減するため、同河中流域92kmにわたり50年確率洪水に対応し得る河川浚渫護岸工事等の河川改修を行おうとするものである。

(2) 必要性等

本件は78年度円借款の対象となった第I期事業に引き続き実施される事業であり、高い成熟度を有しており、同河川改修による農作物等の被害軽減という経済上の効果も大きく、本年度円借款の対象として取り上げることが適当と思料される。

については、以上の諸点に鑑み、本件計画に対し、借款総額の30%にあたる内貨分(18億円)を含め、60億円を供与することとする(なお、本件に対する内貨融資の必要性については、下記4参照)。

4. 内貨融資の必要性

インドネシア政府よりは、上述の3案件(ジェネベラン

秘

川河川改修、マディウン川河川改修、プランタス河中流地域改修(Stage II))に関して、内貨融資方強く要請越しているところ、以下の理由から右要請に積極的に対応すべきものと思料する。

- (1) 上記3案件は、いずれも河川改修事業という基礎的なインフラ整備を目途とする公共事業(従つて、事業自体に直接的収益効果はない。)であり、土木工事費が主たる事業費を構成することから、その内貨比率は、他の案件に比して極めて高いものとなつている。

従つて、これら事業の成否(フィージビリティ)は、他案件より以上に、「イ」側における、内貨手当が十分なされるか否かに左右されることも論をまたない。もとより、内貨融資は、「イ」側の自助努力で手当てされるべきではあるが、「イ」側においては、「イ」政府の財政状態には極めて厳しいものがあり、特に、83年度においては、大型投資プロジェクトの繰り延べ・凍結を含む大規模な投資抑制が行われ政府開発予算に占めるルピア予算は、82年度以来2年連続マイナス成長という状況にあることに留意する必要がある。

- (2) 上記のような、「イ」政府財政事情を考慮するならば、これら3案件いずれも内貨予算の確保に相当の困難

を伴うであろうことは想像に難くなく、仮りに、外貨分のみにつき円借款を供与する場合、内貨不足による工期の遅延、ひいては、支出期間内に工事完了が不可能(円借款ディスバースの遅延)となる事態も招来しかねないと言えよう。

- (3) 以上、要すれば、案件の性格(内貨比率が高く、直接的収益効果はない。)、「イ」側財政事情の厳しさ、更には、案件のフィージビリティを高め、かつ、円借款のディスバース促進等の観点から、これら3案件に対し、「イ」側自助努力を支援すべく、可能な限り内貨融資を行うことが適当であると思料する。

特に、ブランタス河中流地域改修(Stage II)については、「イ」公共事業省水資源総局の管轄下にあるブランタス事務所の直営により工事が実施されることから、土木工事費が全額内貨となる等内貨比率が69.8%と極めて高く、また、ジェネベラン川河川改修についても、内貨比率が59.3%と極めて高く(いずれも、83年度内貨融資案件(アチェ洪水制御)の内貨比率(50%)より高い)なっており、今次円借款においては、これら2案件に対しては最大限の内貨融資を考慮する必要があると思料する。なおマディウン川河川改修については、内貨融資

比率がこれら2案件に比し低いこともあり、「イ」側の自助努力を促す意味で所要外貨分のみを今次円借款の対象とするのが適当であると考える。

5. チャワン・フライオーバー(高架橋)建設

(1) 概要

本件は、ジャカルタ大都市圏有料道路システムの一環である内環状南西線上の主要交差点であるチャワンにおいて既存道路の交通混雑の緩和及び将来の交通量の増大に対処するため同交差点にフライオーバーを建設するものである。

(2) 必要性等

上記道路システムは、ジャカルタ首都圏の交通インフラ整備上極めて重要な役割を担っており、我が国は従来より円借款による累次の協力を実施してきているところ(特に、内環状南西線については、同線全体のE/S及びインターチェンジ2カ所、フライオーバー5カ所の建設に対し、総額271.72億円の円借款を供与)、本件はこれらに引き続き実施されるもので成熟度に問題はなく、本年度円借款対象とすることが適当と考える。ついては、本件に対し建設工事所要外貨47億円を供与することとする。

6. 東部ジャワ送配電網(IV)

(1) 概要

本件は、70年度以後我が方円借款の対象としてとり上げられてきた第Ⅰ期～Ⅲ期事業に引き続き、東部ジャワの発電能力の増強に対応した送配電網の拡充を行い、同地域の電化率の向上及び電力の安定的供給を図るものである。

(2) 必要性等

我が国は、累次の円借款により、東部ジャワ地域においては、ブランタス河上流域のカランカテス発電所、グレシク発電所をはじめとして、水力・火力発電所の建設及び送配電網の整備に協力してきており、同地域の開発に大きく貢献している(総販売電力量の約70%が我が方協力によるもの)。

本件は、こうした従来の協力に引き続くもので、JICAによるF/Sは現在実施中(84年7月DF/R提出予定)なるも、実態は把握されており、また、同地域のグレシク火力発電所3、4号機(計400MW)及びパイトン火力発電所1、2号機(計800MW)の運転開始が1987年から1989年に予定されていることもあり、これら発電能力の増強に対応する能力を有する本件送配電網拡充事業計画の

緊急度は極めて高いと思料される。

以上の諸点に鑑み、本件計画を今次円借款にて採り上げるのが適当と考える。

については、本計画所要外貨140億円を供与することとする。

7. メラク・バカウニ・フェリー・ターミナル建設

(1) 概要

本件は、ジャワ～スマトラ間の交通量の増大に伴ない、現在輸送能力が限界に達しているフェリー・サービスの輸送能力拡充を目的に、メラク(ジャワ島)及びバカウニ(スマトラ島)両港のフェリー・ターミナルを拡張せんとするものであり、両港にそれぞれ2,000t級フェリー・ポート用バースの建設を行うものである。

(2) 必要性等

島嶼国家インドネシアにとって島嶼間輸送力の整備は緊要な課題であり、第4次5カ年計画(1984年4月～1989年3月)にあつても高い優先度が与えられている。本件はかかる基本政策に沿うもので、バカウニ・メラク間のフェリーサービスが輸送力の限界に達している現在、本件の必要性、緊急度は高く、F/Sも「イ」側により実施済で成熟度も問題なきところ、本年度の円借款

対象とすることが適当と考える。

なお、「イ」側より要請のあつた当初計画にあつては、フェリーターミナルの拡張に加え、2,000t級のフェリーボート2隻の調達も計画されていたが、「イ」国は3,000t級以下の船舶については国産品調達政策をとっているところ、国際競争入札を原則とする円借款に係るOECD調達ガイドラインを遵守することにつき「イ」側から明確な確証が得られなかつたため、右フェリーボートについては円借款の対象とはしないこととする。

以上の諸点に鑑み、本件計画に対しフェリーターミナル拡張の所要外貨22億円を供与することとする。

8. スマラン・スラバヤ鉄道改良(IV)

(1) 概要

ジャワ島鉄道幹線の一つである北線(ジャカルターチレボーンスマラン-スラバヤ)の鉄道修復の最終区間であるスマラン-スラバヤ間については、既に78年度から80年度にかけて我が方円借款の対象となつた第I期、II期及びIII期工事を実施しており、本件は、ジャカルタ島北線スマラン・スラバヤ間鉄道修復計画の第IV期としてトボ・ババト間(63.8 km)の修復を実施するものである。

(2) 必要性等

本件工事により北線全線における輸送力の増強(100 km / 時、軸重18トンの列車運行が可能となる)が達成され、ジャカルタ島の鉄道輸送サービス向上に対する本件計画のもつ意義は大きい。

また、本件は81年度以来3カ年継続して要請がなされてきたながら、関連On-going案件の進捗の遅れのため見送られてきた経緯があるところ、昨年来On-going案件にかなりの進捗がみられること及び案件自体の成熟度に問題はないことから、今年度の円借款対象案件としてとりあげるのが適当と考える。

については、本件修復工事に対し、所要外貨38億円を供与することとする。

9. ジャカルタ市内電話網拡充(Ⅱ)

(1) 概要

本件は、ジャカルタ市内における急増する電話需要に対応し、更には第4次5カ年計画の電気通信需要予測をベースに1992年の必要通話量に対応しうる同市内電話局18局間の中継線網の整備拡充(PCM装置、光ファイバーケーブルの導入等)を図り、もって電話サービスの質的・量的改善を図ろうとするものである。

(2) 必要性等

本件は、80年度円借款案件の継続事業であり、プロジェクトとしての成熟度、緊急度いずれも高く、ジャカルタ市の通信インフラ整備という観点からも大きな意義を有することから、今年度の円借款としてとりあげることが適当と考える。

については、本件計画に対し所要外貨56億円を供与することとする。

10. ジャカルタ上水道

(1) 概要

インドネシア政府は、増大するジャカルタ首都圏の水需要に対応すべく、2005年を目標とした第Ⅱ期上水道整備計画を策定中であるが、本件は、右計画の中にあつて最も高いプライオリティを付された緊急プロジェクトとして、ジャカルタ西方西タルム運河拡張に伴い利用可能となる水量を有効利用し、首都ジャカルタ市の水道供給能力の拡充を図るものである。具体的には、ジャカルタ市の人口稠密地帯を対象に2.0 m³/秒の上水供給を可能とする取水施設、浄水場の建設等を行うものである。

(2) 必要性等

ジャカルタ市の上水道普及率は、1980年時点において、全人口の32%と極めて低い状況にあり、加えて、ジャカルタ都市人口の増大に伴う上水需要の増加に鑑みれば、ジャカルタ市の上水道供給能力の向上は民生向上に直接的に大きな意義を有する緊急かつ重要課題であるといえる。

また、本件は、当初「イ」側の1984年度円借款要請案件リストに含まれておらず、政府調査団派遣直前に追加要請越した案件であるが、「イ」側は世銀融資による西タルム運河の拡張工事が1988年には完成の見込みであり、右拡張工事の完成に間に合わせるには、今年度の採り上げが不可欠として、政府調査団訪「イ」時に強く要請越した経緯がある。

他方、本件のF/Sは2005年を目標としたマスタープランの一部として現在実施中であるとの問題はあるが、右マスタープランでは本件緊急プロジェクトの実施そのものが前提となっており、83年12月完成のM/Pのインテリム・レポートで実施された予備設計に基づきOECEP調査団は審査を実施した結果、本件のフィージビリティは確認し得たとしている。

については「イ」側が高いプライオリティを付して強

く要請越してきていること、案件としての緊急度も高いこと等に鑑み、今年度の円借款で採り上げることとし、本件計画に対し、所要外貨45億円を供与することとする。

11. 稲種子生産配布

(1) 概要

インドネシア政府は、米増産計画の一環として、高収量品種の普及を図っているが、本件は右政策に沿い、スマトラ島(同島の水稲単収はジャワ島の $\frac{1}{4}$ 程度)のアチエ、南スマトラ、ランポン3州において11カ所に稲種子処理センターを建設し、優良種子の生産容量を増加させ、適切な供給を確保しようとするものである。

(2) 必要性等

高収量品種の普及は、米増産計画の大きな柱であるが、スマトラ等の外領においては十分な成果が上がっていない現状にあり、本件事業によりスマトラ3州全域にわたる米生産の大幅な増加が期待されており、第4次5カ年計画において、農業部門に最も重点が置かれている通り、本件は「イ」国の基本政策に沿うものであると同時に、我が国の対ASEAN経済協力重点分野の一つであり、本件協力の意義は大きいものと思料する。

また、本件は83年度においても優良案件と認められ、OECFの審査対象となりながら、事業費の見直しを行うとの理由により「イ」側から要請を取りさげた経緯があり、今回右事業費の再検討を踏まえ、再度要請越したものであり、案件としての必要性、成熟度に問題はない。

以上の諸点に鑑み、本件計画に対し、所要外貨30億円を供与することとする。

12. パダン洪水制御(E/S)

(1) 概要

西スマトラ州の州都パダン市とその周辺地区は同地域を流れるArau川、Kuranji川、Air Dingin川の三本の河川により恒常的に洪水被害に見舞われているところ、本件は洪水制御を目的とした緊急治水事業のエンジニアリング・サービスを行うものである。

(2) 必要性等

本件は、前述の治水関係3案件と同様、地域住民の民生安定に直接裨益するところ大であり、また83年12月にはF/Sを了し、案件としての緊急度、成熟度とも高く、本年度円借款として取り上げるのが適当と考える。

については、本件計画のE/Sに対し、所要外貨5.8億円

を供与するものとする。

13. コタパンジャン水力発電(E/S)

(1) 概要

本件は、中部スマトラ・リアウ州の電力需要の増大に対処するため、同州中央部を流れるカンパールカナン川に水力発電所(37MW×3基規模)を建設するためのエンジニアリング・サービスを実施せんとするものである。

(2) 必要性等

リアウ州は近年電力需要の伸びが著しく、年平均増加率は1973年～1981年の8年間で18%と高い値を示しており、また、将来の電力需要の伸びは、1981年～2000年の期間についてみると、リアウ州では今後産業の立地、移住政策、社会資本の整備等の展開により年平均19%の増加率で推移するものと予測されている。

本プロジェクトは、リアウ州の電力供給のために計画されたものであるが、同時に、水力という国内循環資源の開発により石油の節約が可能となるほか、大規模貯水池による下流域の洪水緩和、農業用水の増加等が期待できることから、リアウ州の地域開発にとつても根幹となる重要なプロジェクトであると思料される。

本件計画に係るF/Sは84年1月終了しており、プロジェクトとしての成熟度に問題はなく、また、上述の本プロジェクトの重要性等に鑑み、今年度円借款としてとりあげるのが適当と考える。

については、本件計画のE/Sに対し、所要外貨11.52億円を供与するものとする。

14. パダン空港(E/S)

(1) 概要

西スマトラ州の州都パダンでは、近年空港利用客が急増しており、既存のタビン空港では将来予想される旅客・貨物量に対応し得ないため、「イ」側としてパダン市近郊カタピン地区に、年間130万人の受入れを可能にする新空港を建設する計画を有しており(第3次5カ年計画中の政策課題であった。)、本件は、右計画実現のためエンジニアリング・サービスを実施せんとするものである。

(2) 必要性等

本年4月から開始した第4次5カ年計画においては、航空輸送能力の増強及び効率化は運輸分野においては、海運分野の拡充と並んで最も高いプライオリティが付与されているところ、これら事業は、「イ」国経済の

発展及び「イ」国内各地域の調和ある開発に不可欠の要素であることは論をまたない。

従って本件分野における円借款協力の意義も高いものがあり、特に、本件は、既存空港の旅客・貨物処理能力が限界に達しつつあることから、緊急度は高い。

しかも本件は、83年度円借款対象案件として要請があり、優良案件と認めながらも最終的には供与総額との関係から見送られた経緯があり、本件の緊急性、成熟度を鑑みれば、本年度円借にずり上げるのが適当と思料される。

以上の諸点に鑑み、本件計画のE/Sに対し、所要外貨7.8億円を供与するものとする。

15. ジャカルタ漁港・市場開発(コールド・チェーン)(E/S)

(1) 概要

本件は、78年度及び79年度円借款対象案件となったジャカルタ漁港/魚市場建設事業(I)、(II)に引き続き、ジャカルタ及びその周辺地域への水産物供給増大を図るため、水産物流通体制の整備を行うものである。具体的には、漁場、拠点漁港(スラバヤ等)及びジャカルタ漁港を結び更に、バンドン等ジャワ島内陸部の都市に冷凍施設を整備し、水産物の産地・集積地と消費地との間の輸送・

流通システムを確立しもつて「イ」国民の食生活の向上に資するものである。

(2) 必要性等

前出関連既往案件により、ジャカルタ漁港及び魚市場の整備は順調に進んでいるところ、本件コールド・チェーン・システムの整備により、既述の通り、「イ」国水産業の発展、更には、「イ」国民の食生活の向上に資するところ大であると思料され、また、本件F/Sも完了しており案件の成熟度に問題はない。については本件を今年度円借款の対象として採り上げることとし、本件E/S所要外貨3.72億円を供与することとする。

16. ウジュンパンダン造船所(E/S)

(1) 概要

本件はインドネシア海運業の発展に伴い、新造船、修繕設備の需要の増大に対処するため南スラウェシ州ウジュンパンダン市の国営マカッサル造船所の新造船・修繕設備の整備拡充を図るべく、そのためのエンジニアリング・サービスを行うものである。

(2) 必要性等

第4次5カ年計画においては、島嶼間輸送の拡充強化が最優先の重要政策として掲げられており、かかる海運

業の拡充をサポートするための造船(修理)業の振興も極めて重要視されている。本計画は右基本政策に沿うものであり、今次政府調査団訪「イ」時にも「イ」側が本件E/Sにつき極めて高いプライオリティーを付していることが確認されている。

「イ」は、島嶼国という地理的特性により、古くから内航海運を中心に海運が発達し、多くの造船所を有しているが、その大部分は、内航船等の小型船の造修を中心とする小規模なものであつたところ、近年、「イ」政府は、工業化の一環として政策的に造船業の育成に努め、官公庁船の国内発注、積極的な技術導入等の施策を講じてきており、現在では、3000DWT以上の造修能力を有する造船所が6社存在する。

本件に関するF/SはJICAにより81年3月に完了しており、案件の成熟度に問題はない。なお、需要予測については、既述の通り、第4次5カ年計画における島嶼間輸送の拡充方針、国内産業育成政策等、F/S実施時に比し、プロジェクトの背景に大きな変化が生じており、慎重に見直す必要はあるものの、案件の必要性はF/S作成時にも増して高まっていると思料される。

また、本件は81年度及び82年度と引き続き要請があつ

たが、全体供与額との関係から見送った経緯があり、本件の必要性、「イ」側の優先度等鑑みれば、本件を今年度円借款で採り上げることが適当と考える。については本計画のE/Sに対し、所要外貨5.35億円を供与するものとする。

17. 僻地ディーゼル発電(開発資機材)

(1) 概要

本件は、スマトラ島、カリマンタン島等外領地域19農村都市に合計26基のディーゼル発電設備を増設し、電力供給レベルが極めて低い外領地域の電化率向上を図り、もって農村地域の民生の向上及び農業関連の小規模工業の発展に貢献せんとするものである。

(2) 必要性等

ジャワ島を除くインドネシア各地の電力供給は大部分がディーゼル発電に依存しており、しかも、各都市が点在しているため各地に独立した供給方式が主体となっている。

特に、ディーゼル発電所が計画されている都市の大部分は人口5万人、ピーク時の電力需要は5MW~20MW程度とされていることから、中型ディーゼルの据付が最適とされている。

第4次5カ年計画においても、インドネシア全土で1,100MWのディーゼル発電機の据付が計画されており、各地への移住計画、地元産業の開発を進めるには、安定した電力供給体制の確立が不可欠であり、本件の意義は極めて高いと思料される。

については、本件計画に対し、所要外貨90億円を供与することとする。

18. 沿岸無線(Ⅲ)(開発資機材)

(1) 概要

本件は、80年度円借款の対象となった第I期計画に引き続き実施されるもので、沿岸無線局10局の通信施設の増強等沿岸無線網の整備を図るとともに、無線通信機器の保守・訓練センターを設立し、要員の訓練・技術の向上を図り、もって航行の安全性、効率性を確保せんとするものである。

(2) 必要性等

島嶼国家であるインドネシアにおいては、海上交通の重要性は極めて高く、航行安全確保のための海事無線通信システムの整備拡充の必要性は極めて高い。

本件事業は、沿岸無線局の通信施設の増強に止まらず、沿岸無線局職員の訓練センター設立をも事業スコー

プに入れているところ、本件への協力は、我が国の対ASEAN経済協力重点分野たる人造り協力につながるものであり、意義は極めて高い。

本件は、80年度案件の継続であることから成熟度に問題はなく、また、沿岸無線に係る国際規準(SAR、1979年、SOLAS、1974年)に合致すべく「イ」国内の沿岸無線局の設備更新、拡充を実施するものであり、その緊急性は高い。

以上の諸点に鑑み、今次円借款で採り上げることが適当と思料されるので、本件に対し所要外貨36億円を供与することとする。

第三 結語

よって、原告は被告に対して、請負代金請求権に基づき、金15,073,543円と本訴状送達の日から右支払済みまで年6分の割合による遅延損害金、ならびに、金5,023,200円と本訴状送達の日から右支払済みまで年6分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上

疎明方法

- 1 甲1 商業登記簿謄本（原告）
- 2 甲2 商業登記簿謄本（被告）
- 3 甲3 注文書（原告、被告）
- 4 甲4 「西庄県道1工区緊急復旧工事 実施設計書」
(近江八幡市下水道課で作成されたもの)
- 5 甲5の1、2 見積書（いずれも平成15年9月1日付、原告から被告宛）
- 6 甲6 請求書（平成15年12月15日付、原告から被告宛）
- 7 甲7 金額計算書（原告が準備したものに、平成16年1月13日に被告の代理人である徳三建設の竹中久徳が書き込みをしたもの）
- 8 甲8 FAX連絡書（平成16年1月16日付、被告代理人徳三建設から原告宛）
- 9 甲9 FAX連絡書（平成16年1月27日付、被告代理人徳三建設から原告宛）
- 10 甲10 仮差押決定（大阪地方裁判所平成16年(ヨ)第197号事件）
- 11 甲11 陳述書（大阪地方裁判所平成16年(ヨ)第197号事件について、
近江八幡市）

以上

添付書類

- 1 甲号証 各1通
- 2 委任状（原告） 1通
- 3 商業登記簿謄本（原告、被告） 2通

以上